

消費生活トラブルを防ぐために

身近な契約・解約トラブル 情報をお知らせください!

だまされた?



なんとかしたい



購入
契約・請求
解約

返金
食品表示
勧誘

事業者が行っている

- ・ 不当な勧誘行為
- ・ 不当な契約条項や誤認を引き起こす広告・表示
- ・ 契約書にて約束したことを実行しない
- ・ 不当に得た利益を返還しない 等

- この事業は、適格消費者団体 NPO法人消費者支援ネットワークいしかわが消費者庁から「消費者被害の実態調査業務」を受託して平成31年2月28日まで実施します。

本業務は、平成28年10月に施行された消費者裁判手続特例法に、「法施行後3年を経過した場合に、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、同法の規定について検討を加えるものとする」(消費者裁判手続特例法附則第5条)とされていること等から、当該検討のために実施します。

- ① 提供された情報は、消費者裁判手続法等の規定について検討を加えるために必要な次のア又はイの検討を行うために当該情報を利用します。
ア 民法、消費者契約法その他の消費者被害の回復に際して適用されることが多い法律を適用した場合の消費者と事業者との法律関係
イ 消費者裁判手続特例法に規定する被害回復裁判手続その他の消費者被害の回復に際して考えられる手段により、情報収集した消費者被害を回復することが可能か否か
- ② 個人情報を除いた情報提供の概要を消費者庁に報告します。

《お問合せ》 適格消費者団体 NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ

〒920-0362 石川県金沢市古府2丁目189番

TEL 076-240-1012

身近な契約トラブル例

専門学校・各種スクール

英会話教室の申込みをしたが、急に海外赴任が決まってしまった。前払いした授業料が返還されない。



結婚式場

来年結婚するので結婚式場の予約をした。一か月後に新郎の海外転勤が決まり解約したところ、式場から80%のキャンセル料を請求されている。



ペットショップ

子犬を買ったが、2~3日して急に嘔吐をりはじめ、死んでしまった。診療費や代金を返してほしいが契約書には「いかなる理由にも損害賠償責任を負わない」と書かれている。



サプリメント

インターネット広告でサプリメントを購入し、解約したいが「解約は電話のみ」とあり、電話しているが、何回かけても話し中で解約できない。



電話料金が安くなる

「電話料金が安くなる」との電話があり、理解できないまま申し込んでしまった。請求書でプロバイダも変更されていることを知り、元に戻したいが費用がかかると言われている。

消費生活ホットライン

情報は
こちらに
お寄せ
ください

適格消費者団体

NPO 法人 消費者支援ネットワークいしかわ

TEL 076-240-1012

FAX 076-259-5963

<http://csnet-ishikawa.com/>

info@csnet-ishikawa.com

↓ このままFAXしたり、内容をまとめるためにお使いください

※可能な範囲でご記入ください

ご連絡先	ふりがな 氏名	歳	男・女	職業
	住所		電話番号() -	
内容	事業者名 (住所・電話番号等 連絡先)			
	トラブルが発生した時期 年 月 日			
	商品・サービスの内容			
	取引形態 店舗・訪問販売・インターネット・電話(かかってきた・かけた)・その他()			
	契約した金額() すでに支払った金額()			
	支払い方法 現金・クレジット・その他()			
	事業者とのやりとりや状況などについて(できるだけ詳しく)			
情報提供日	年 月 日	午前・午後	時	分頃